

歯科技工の業又は歯科技工所の広告に関する指針（歯科技工広告ガイドライン）案に関する御意見募集の結果について

令和 7 年 10 月 14 日
厚生労働省医政局歯科保健課

標記について、令和 7 年 8 月 26 日から令和 7 年 9 月 24 日まで御意見を募集したところ、計 6 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	SNS 上の広告禁止にも踏み込んでも良いのではと考えているが、厚生労働省において議論が足りていないのではないか。	歯科技工の業又は歯科技工所の広告に関する指針（以下「本指針」という。）VIに記載してあるように、バナー広告等やSNSでの書き込み等については、本指針Ⅱの1に掲げた①から③までのいずれの要件も満たす場合には、広告として取り扱うこととしております。
2	「日本一〇〇」という名称の歯科技工所の広告は、認められるか。 また、例えば、「技一」という名前の歯科技工士の広告は、認められるか。	本指針では、自らの歯科技工所等が他の歯科技工所等よりも優良である旨を示す表現は、優良性について委託者を誤認させ、不当に誘引するおそれがあるものであり、ウェブサイト等に掲載すべきでないとしております。
3	以下の理由から否定的な意見を述べる。 1、社会の変化に即した広告活用の必要性 過度な規制は時代にそぐわないため、適切なガイドラインの下で、自由度を持たせた広告活用を推進するべきではないか。 2、認知度向上と人材不足解消への効果 歯科技工は専門性の高い職業でありながら、一般社会における認知度は十分とはいえないため、広告やSNSでの情報発信を制限するのではなく、むしろ広く認知を促	本指針は、歯科医師等の業務委託者に歯科技工所を選択するために必要な情報が正確に提供されることにより、歯科技工広告等の適正化の推進を図ることを目的として作成したものになりますが、いただいた御意見については、今後の歯科技工政策の参考とさせていただきます。

	<p>す機会として活用することが、社会全体にとって有益であると考え</p> <p>る。</p> <p>3、ネガティブイメージの払拭 現在の広告規制の枠組みは「禁止」に重点が置かれており、業界全体のイメージ改善や透明性の向上に十分に寄与していない。適切な情報発信を促進することにより、一般市民の理解を深め、歯科技工に対するネガティブなイメージを払拭することが可能になる。</p> <p>4、SNS 投稿は「受動的広告」ではない SNS の情報は、利用者が自らの意思で検索し、関心に基づいて閲覧するものであるため、SNS 投稿を一律に広告規制の対象とするのは実態に即していない。SNS はむしろ、適切な情報を求める者にとって有益なツールであり、緩和対象とすべきである。</p>	
4	<p>以下の理由から反対する。</p> <p>1、正しい情報提供が委託者・患者にとって利益になる 患者の情報選択に委ね、虚偽や誇大な広告だけを取り締まる方が現実的で有益である。</p> <p>2、中小技工所の発信機会を奪う 厳しい広告規制は、中小技工所が歯科医師に自らの技術力や特色を伝える手段を奪い、業界の健全な競争を妨げる。</p> <p>3、国民への啓発・教育の観点 歯科技工士の仕事を、国民に広く知ってもらうことは社会的に意義がある。情報発信を「広告」として一律に制限するのではなく、正しい情報提供をむしろ後押しすべきである。</p>	<p>本指針は、歯科医師等の業務委託者に歯科技工所を選択するために必要な情報が正確に提供されることにより、歯科技工広告等の適正化の推進を図ることを目的として作成したものになりますが、いただいた御意見については、今後の歯科技工政策の参考とさせていただきます。</p>

5	<p>技工士不足が深刻化する中、柔軟な広報活動を許可いただきたいので、生成 AI によるガイドライン学習と専用サイト経由のスクリーニングシステム構築をご提案する。</p> <p>また、自ら事例検索を行う方に向けて「歯科技工広告ガイドライン」を公開する際には、AI に適したファイル形式での公開を希望する。</p> <p>本文中の「すべきでない」は日本語特有の“道徳的ゆらぎ”を含むため、法的規定としては「してはならない」と明示いただく方が適切だと考える。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の歯科技工政策の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>今回から不特定多数が目にする SNS なども対象になるとのことだが、例えばアカウント登録するときに「一般的に広告になり得るものが含まれることがありますか、アカウント登録時に承諾しますか」との問いに「はい」と回答した場合は、『認知性』はなくなり広告に見なされなくなるのか。</p> <p>活字で規制するのは難しいかと思うが、一般の方が見て誤解を招かずに、持続的に良質な国民の歯科医療を支援できる歯科技工広告ガイドラインにしていきたい。</p>	<p>本指針にお示ししているとおおり、認知性とは、一般人が認知できる状態にあることをいいます。</p>